

不法投棄について

Q 有料化になると、分別の悪いごみ袋が増えるのでは？と思う。その対策は。

A まずは、警告ラベルを貼ってお知らせします。



分別の悪いごみを見かけた場合は、情報提供をお願いします。町や組合の担当者がごみ袋の中身を確認します。

Q 個人の家（土地）に不法投棄された場合、役場に連絡しているのか。

A 役場まで情報提供していただけたら、現地確認します。



不法投棄をしたことが判明した場合は、「5年以下の懲役」、「1千万円以下の罰金」またはその併科の罰則を受けることになります。

紙類の分別について

家庭ごみ有料化実施と併せて、従来「もやせるごみ」として収集していた紙類（紙箱・紙袋・包装紙・はがき・プリント紙・紙製容器等）を、資源物として平成25年7月から収集します。

「紙類」の対象となるもの（一例）



紙箱



紙製食品容器



包装紙



紙袋



はがき

Q 来年7月以降も、雑誌のみ引き続き紙袋等に入れてもよいか。

A 組合が主体となつて資源化に移行しますので、資源回収袋に入れてください。

Q ウエットティッシュは乾かしたならば、紙類として出してもよいか。

A 乾燥する・しない関係なく「もやせる」ごみとして出してください。「ティッシュペーパーやキッチンペーパー等の衛生紙も「もやせるごみ」となります。」

Q お菓子の箱はつぶさずに、そのまま出してよいか。

A 必ず、つぶして出してください。中身の有無を確認するために、受入先で選別等に余分な時間を要します。

Q ティッシュボックスの取り出し口のビニールをはがす際に、紙の部分も付着してしまうが、その場合の出し方は。

A 多少紙が付いていても、「プラスチック」として出しても構いません。

Q 写真等見られたくないものを袋に入れる場合は。

A 資源回収袋（透明色）で中身が見えますが、雑封筒等に入れる等にしみますと、受入先で選別等に余分な時間を要しますので、破くなりしていただけたらと思います。

6月に開催した住民説明会資料等は、安平町ホームページ (<http://www.town.abira.lg.jp/>) でご覧になることができます。

また、インターネットが家庭にない場合は、印刷したものを住民生活課及び追分住民総合相談室で用意していますので、下記までご連絡ください。

お知らせ

～ごみの出し方・分別方法をきめ細やかに説明します～

「有料化後のごみの出し方は?」、「紙類の分別方法は?」などの、ごみの分別・排出で日ごろ、皆さんが疑問に思っていることや知りたいことにお答えするため、出前方式等により説明を行っています。

ご希望がありましたら、事前に安平・厚真行政事務組合までご連絡ください。